

令和6年度 那珂川中学校 制服・頭髪等のきまり

令和6年 3月19日(火)

制服の決まり (○旧制服のみ ●新制服のみ ☆共通)

【制服】

- (1) 学校指定の制服を着用する。
 - ☆ブレザー・学ランの下には、学校指定のシャツを着用する。
 - ネーム入りの制服を着用する。ネームの刺繍が名前と違うものは禁止とする。
- (2) 前ボタン・袖ボタンは原則として留めて着用する。
 - ☆カッターシャツ、ポロシャツの首元の第1ボタンは外してもよい。
 - 長袖シャツを着用する場合は、首元の第1ボタンまで留め、学校指定のネクタイ・リボンを着用する。
- (3) カッターシャツの下に着るシャツは、白のシャツ(ワンポイントは可)とする。
 - ☆ハイネックと那中Tシャツは禁止とする。
 - ポロシャツの下に着るシャツは、ポロシャツの外から色や文字、柄などが見えないものとする。
- (4) スカート丈は前・後ろの膝が共にかくれる長さとする。
- (5) ベルトは、黒・紺・茶の無地のものとする。ただし、装飾がついてないものとする。

【靴・靴下】

- (1) 外靴は白、黒、紺、グレーのひも付き運動靴(単色でなくても可)、上靴は学校指定の体育館兼用シューズを着用する。
 - ☆上靴はかかとに記名する。
- (2) 靴下は白、黒、紺、グレー(ワンポイントは可)のくるぶしが隠れるものを着用する。

【防寒具・防寒着】

- (1) 防寒着として次のものを着用してよいものとする。
 - ☆タイツ(スカートの場合は黒の単色のタイツを着用する。レギンス・トレンカは不可)
 - 男子:カッターシャツの上からセーター等(フードがなく、首や袖から出ない物。学ランの下に着用する)
 - 女子:学校指定のカーディガン。
 - 白・黒・紺・灰の単色Vネックセーター、カーディガン、ベスト。(ブレザーの下に着用する)
- (2) 防寒具として次のものを着用してよいものとする。(部活動時のウィンドブレーカーは除く)
 - ☆手袋、マフラー、ネックウォーマー、耳あて、帽子(防寒を目的としたもの)、学校指定のウィンドブレーカー。

頭髪等のきまり

- (1) 頭髪、目や耳は自然な状態を保つ。
 - ・脱色、染色、パーマ(縮毛矯正は除く)、左右非対称(アシメ)、ラインを入れる、長髪での極端な段差をつける髪型、整髪料は禁止とする。(長髪とは横と後ろの髪が肩に触れる程度とする)
 - ・眉毛は全て剃りおとすこと、ラインを入れることは禁止とする。
 - ・前髪は目にかからないようにする。目にかかる場合はピン(パッチン止めは不可)・ゴムで留める。(ちょんまげは不可)
 - ・横と後ろの髪は制服の肩に触れない程度とする。肩に触れる場合はゴム(黒・紺・茶)でむすぶ。
 - (三つ編み、編み込みは不可)
 - ・結ぶ場所が耳の高さを越えないようにする。(前髪は除く)

その他

- (1) かばんは学校指定のメインバック・サブバックを使用する。
 - ・ナップサックやひも付き袋を持ってきてもよいが登校時は原則カバンの中に入れる。(部活のラケット等、サブバックに入らないものは除く)
 - ・カバンのキーホルダーは1点までとし、生徒手帳よりも大きくならないようにする。
- (2) ピアス、ミサンガ、腕時計など装飾品を身につけない。
- (3) 制汗シートについて次のルールを守ることとする。
 - ・無香料のみとする。
 - ・ゴミは学校のゴミ箱等には捨てずに各自持って帰る。
 - ・制汗シートを使って良いのは、保健体育や部活動などの着替えの時のみとする。
 - ・廊下やトイレ等では使用しない。
 - ・液体、スプレー、塗り薬のようなものは使用しない。
 - ・貸し借りは一切しない。

※その他の奇抜な髪型が多発する場合は校則検討委員会において規則を変更する場合がある。

※冬服移行期間・防寒着着用期間は廃止とする。しかし、文化発表会等は服装を揃える場合がある。

※不明な点があれば、購入前に必ず生徒指導部の教員に確認をすること。